最終更新日：2015年6月29日

日本ペイントホールディングス株式会社

代表取締役社長 田堂　哲志
問合せ先：総務部長 花岡　泰史
証券コード：4612
http://www.nipponpaint-holdings.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが求められているなか、当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営機構の構築と透明性の高い経営の実現に向け、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	126,906,000	38.99
NATIXIS （常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	13,378,000	4.11
日本生命保険相互会社	10,817,133	3.32
住友生命保険相互会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	10,750,000	3.30
株式会社三井住友銀行	9,999,661	3.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,355,800	2.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,133,494	2.19
三井住友信託銀行株式会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	7,053,000	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	5,109,552	1.57
明治安田生命保険相互会社	4,426,000	1.36

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1　NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED は、当社の取締役であるゴー・ハップジンが代表を務めるWUTHELAM HOLDINGS LTD. の100%子会社です。

2. 当社は、自己株式を4,694千株（発行済株式総数に対する所有株式の割合 1.44%）保有しておりますが、上記の「大株主の状況」からは除外しております。

3. 当社は、日本生命保険相互会社ならびにその共同保有者ニッセイアセットマネジメント株式会社から、2014年12月22日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2014年12月15日現在で10,938千株（3.36%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2015年6月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2015年3月31日現在)によっております。

4. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行ならびにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2015年1月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により2014年12月22日現在で24,791千株（7.62%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2015年6月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2015年3月31日現在)によっております。

5. 当社は、三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者日興アセットマネジメント株式会社から、2014年12月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2014年12月15日現在で12,401千株（3.81%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2015年6月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2015年3月31日現在)によっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小原　正敏	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小原　正敏	○	株式会社テクノアソシエの社外監査役であります。	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に加えて、当社の社外監査役を8年間務め当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外取締役として選任されております。 また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じ るおそれがないと判断し、独立役員として指定されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	4	1	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として、取締役および社外取締役の報酬等について審議を行い、その結果を取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査の相乗効果をあげていくために、協議会運営基準に基づき会計監査人との協議会を定期的に開催し、会計監査人の監査の方法および結果の報告を受けるとともに、両者間での情報交換、意見交換を十分に行っております。また、監査役は、効率的および効果的な監査役監
査を実施するために、定期的あるいは必要に応じて随時に、内部監査室から監査計画ならびに監査の方法および結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水　正裕	公認会計士													
高橋　司	弁護士													
松本　岳	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水　正裕	○	―――	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、公認会計士として専門的知識と経営コンサルティング業務などの豊富な経験を有していることから、社外監査役の 職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外監査役として選任されており ます。また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定されております。
高橋　司	○	因幡電機産業株式会社の社外取締役およびイオンディライト株式会社の社外監査役であります。	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、弁護士として、専門的知識と豊富な経験を有していることから、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外監査役として選任されております。また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定されております。
松本　岳	○	―――	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の立場であるとともに、弁護士として、専門的知識と豊富な経験を有していることから、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断していることにより、社外監査役として選任されております。また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、職責給、業績連動給、および長期インセンティブ給によって構成しております。

・業績連動給は、役位に応じて総報酬の45～50%を基準として、連結業績および所管部門もしくは各事業会社業績によって
毎年基準額の0%から200%の範囲で変動します。

・長期インセンティブ給は、株式報酬型ストックオプションとして、役位ごとに設定された価額を毎年付与します。

なお、社外取締役および社外監査役を含む監査役の報酬は、その職務内容を考慮して職責給のみとしており、業績連動給および長期インセンティブ給は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストック・オプションの付与対象者：　当社の社内取締役および執行役員
ストック・オプションの付与の目的：　株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有し、
当社の業績向上および持続的成長に対する意欲や士気を高めること等

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告書において、取締役・監査役・社外役員の区分別に報酬の総額を開示しております。
有価証券報告書において、取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・社外役員の区分別に報酬等の種類別の総額および報酬等の総額を開示しております。
また、これに加えて、連結報酬等の総額が100百万円以上の取締役について、個別に報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、職責給、業績連動給、および長期インセンティブ給によって構成しております。職責給は、役割・責任に応じて役位ごとに定められた固定給を支給しております。業績連動給は、役位に応じて総報酬の45～50%を基準として、連結業績および所管部門もしくは各事業会社業績によって毎年基準額の0%から200%の範囲で変動します。長期インセンティブ給は、平成27年6月26日より、株式報酬型ストックオプションに変更しており、役位ごとに設定された価額を毎年付与します。

また、平成25年2月22日より、取締役会の諮問機関として、社外役員を含めた取締役数名からなる報酬諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の報酬等について審議を行い、その結果を取締役会に答申しております。取締役・執行役員報酬の構成や基準となる年額報酬の水準は、社会情勢や他社比較、市場水準等を考慮しながら、報酬諮問委員会にて審議を行い、その答申に基づいて取締役会で決定しております。

また、社外取締役の報酬等は、その職務内容を考慮して職責給のみとしており、業績連動給および長期インセンティブ給は支給しておりません。

当社の各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議によって決定されます。社外監査役を含む監査役報酬は、その職務内容を考慮して職責給のみとしており、業績連動給および長期インセンティブ給は支給しておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、関係する部署のスタッフが補佐を務めており、取締役会にて付議される議案等の内容について事前に説明しております。
社外監査役を含む監査役に対しては、監査業務の円滑な遂行をはかるため、専任担当者2名を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（企業統治の体制の概要等）
当社は、監査役設置会社形態を採用し、執行役員制度を導入しております。また、当社と特別の利害関係がなく、専門的な見地から監査を行うことができる社外監査役3名を選任し、経営に対する監視体制を構築しております。さらに、多様な視点から取締役会の意思決定をはかるとともに、監督機能の一層の強化をはかることを目的に、社外取締役を1名選任しております。
当社は、会社法第427条第1項、定款第26条および第35条に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
当社グループの重要な関係会社に対しては、当社の取締役もしくは執行役員またはそれらに準ずる者を取締役として選任し、当社の経営方針の徹底に努めております。

（取締役・取締役会）
取締役会は、取締役の職務執行の監督を行うとともに、会社法で定められた事項や経営に係る重要事項の審議・決定機関として原則毎月1回開催し、取締役会長が議長を務めております。
取締役の職務は、当社グループの経営方針・中長期戦略の決定、執行役員・関係会社役員の執行状況の監督であり、執行役員の職務は、取締役会での決定事項に基づく所管部門の業務執行や目標の達成であると、それぞれ位置付けを明確にして、会社運営をすすめております。
なお、全社的に影響をおよぼす事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会長および社外取締役を除く取締役で経営会議を構成し審議を行っております。

（監査役の機能強化に係る取組み状況）
当社は、社外監査役について、当社との間に特別の利害関係が存在しないうえで、企業法務や財務・会計の面で専門的知識と豊富な経験を有し、その能力を如何なく発揮していただける人材を選任することを方針とし、これに沿ったかたちで監査役の機能強化をはかっております。

（会計監査人の状況）
会計監査人については、新日本有限責任監査法人が選任されております。

業務を執行した公認会計士の氏名			所属する監査法人名	当社に係る継続監査年数
指定有限責任社員	業務執行社員	山本　操司	新日本有限責任監査法人	3会計期間
指定有限責任社員	業務執行社員	前川　英樹	新日本有限責任監査法人	6会計期間
指定有限責任社員	業務執行社員	松浦　大	新日本有限責任監査法人	5会計期間

監査業務に係る補助者の構成（2015年3月期）
公認会計士　15名　　その他　15名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社形態を採用し、執行役員制度を導入しております。
また、当社と特別の利害関係がなく、専門的な見地から監査を行うことができる社外監査役3名を選任し、経営に対する監視体制を構築しております。
さらに、多様な視点から、取締役会の意思決定をはかるとともに、監督機能の一層の強化をはかることを目的に、社外取締役を1名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)を英訳し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社は株主総会について、適正かつ適法に運営することを第一に考えております。また、映像を用いた報告を行うなど、株主のみなさまに親切でわかりやすい説明を心がけるとともに、ご質問にも丁寧にお答えすることを方針としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しており、個人投資家に対して説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期(中間期)の年2回(5月/11月)に開催しており、 当社決算概要および事業戦略を機関投資家等に対して、代表取締役より直接説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、期末報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略企画部長の指揮下にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーとの信頼関係を構築してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後さらに重要となる企業の社会的責任(CSR)を果たすため、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループのCSR活動に関する審議およびフォローアップなどを行っております。 当社グループの経営理念である、「共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する」をCSRの目指す方向と位置付け、経営ビジョンを共通の価値観とし、『信義誠実』『顧客志向』『進取の気性』『積極果敢』『親和協力』という5つの行動指針を事業活動における行動原則としております。 この基本的な考えのもと、企業活動で関係する国内外のお客様やお取引先、地域社会、従業員、株主のみなさまなど、ステークホルダーとの対話を通じて信頼関係を構築し、社会に貢献していくことが当社グループの社会的責任であると認識し、これらを踏まえた継続的かつ発展的な企業活動に邁進してまいります。 (当社ホームページ http://www.nipponpaint-holdings.com/)

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（基本的な考え方）
当社は、経営の効率性および財務報告の信頼性の確保、遵法およびリスク管理という観点から、内部統制システムの構築をはかっております。

（整備の状況）
1. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規則、その他関連規定に基づき、経営上の重要事項ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の経営上の基本事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

(b) 当社の取締役は必要な法知識等に関する研修を毎年受講し、法令および定款に則して行動するよう徹底する。

(c) CSRを経営の最重要課題と位置づけ、当社の代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループの企業倫理を含むコンプライアンスの確保にあたる。

(d) 相談・通報体制として「目安箱制度」を設け、当社グループ社員が当社グループ内におけるコンプライアンス違反行為ならびにその可能性を発見した場合に、不利益を受けることなく通報できる制度を確保する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および情報管理規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、および稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、必要により取締役および監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社の取締役会、経営会議、グループ事業運営会議、その他重要な会議での報告や審議を通して、当社グループの事業の遂行にともなうリスクを適正かつ継続的に監視する。

(b) 当社のCSR委員会は当社グループの安全、環境、コンプライアンスに係る重要リスクの管理および内部統制システムを継続的に見直し、整備を行う。

(c) 事業執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社グループの内部統制システムの実効性を監視する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、当社グループの経営方針および経営戦略に基づき、中期経営計画を策定している。この経営計画を踏まえ、当社は、当社グループの年度予算を策定し、実行施策を明確にする。同予算の進捗状況や目標達成度については、当社の取締役会に報告する。

(b) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任を明確にするとともに実行のスピードアップをはかることを目的として、執行役員制度を導入している。

(c) 当社は、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としている。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 経営理念、経営ビジョン、行動指針を当社グループの共通の価値観・行動指針として当社グループの健全な企業風土の醸成に努める。

(b) 重要な関係会社に対しては、当社の取締役もしくは執行役員またはそれらに準ずる者を取締役として選任し、当社の経営方針の徹底をはかる。

(c) 当社は、権限・責任規定、グループ会社管理規定、関係会社管理規定、海外関係会社管理規定を設け、当社グループは、これらの規定に従い、所定の案件については当社に報告し、重要な案件については当社の取締役会の事前承認を得る。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の設置に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役と協議のうえ専任の監査役付(監査役スタッフ)を置いている。

(b) 監査役付は監査役監査活動を補助するとともに監査役が指示する調査その他監査に必要な業務を行う。

(c) 監査役付の任命、解雇、配転等の人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会がこれを定める。

7. 当社の監査役への報告に関する体制、当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査役は、取締役会、経営会議、グループ事業運営会議、CSR委員会、その他重要な会議に出席し、業務執行の審議、決定等につきその内容を確認、監査できる。

(b) 監査役は必要に応じて取締役、担当部署、当社グループ等に対し、業務に関する報告を求めることができる。

(c) 当社グループの役員等および使用人は、法令等の違反行為や重大な事故の発生など、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合、速やかに当社の監査役に対して報告を行う。

(d) 当社は、当社グループの使用人が不利益を受けることなく、当社の監査役に直接通報するなど報告できる体制を整備している。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役と監査役とは定期的に会合し、情報および意見の交換を行う。

(b) 監査役は、会計監査人、国内関係会社監査役および内部監査室との連携、情報交換を適宜行う。

(c) 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する等の必要な監査費用を会社が負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

(a) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、接近があれば断固として拒否し、毅然とした姿勢で対応する。

(b) 当社グループは、反社会的勢力に対する対応マニュアルを作成し、継続的な社内教育を実施することで、当社グループとしての対応力向上をはかるとともに、警察など外部専門機関との連携を深めることにより、組織的に対応できる体制を整備している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、接近があれば断固として拒否し、毅然とした姿勢で対応する。

(整備の状況)
当社グループは、反社会的勢力に対する対応マニュアルを作成し、継続的な社内教育を実施することで、当社グループとしての対応力向上をはかるとともに、警察など外部専門機関との連携を深めることにより、組織的に対応できる体制を整備している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

会社の支配に関する基本方針等

1. 基本方針の内容
当社は、1881年の創業以来、「共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する」という経営理念のもと、以下の経営ビジョンを掲げ、共通の価値観としております。

・我々は、塗料をコアに、優れたスペシャリティケミカル製品とサービスを提供し、お客様に満足と感動を届けます
・我々は、世界各地域の文化と人々の価値観を尊重し、グローバルに成長します
・我々は、果敢にチャレンジする人材が集まり、いきいきと働ける企業風土を追求します

この基本的な考えのもと、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築し、社会に貢献していくことが当社の社会的責任であると認識し、これらを踏まえた継続的かつ発展的な企業活動を行うことが、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考えております。
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、企業活動の基本である社会的責任を最優先としたCSR経営、環境保全と資源・エネルギー低減に貢献する環境経営を行っている当社の経営方針を十分に理解する者でなければならないと考えておりますが、当社が上場会社である以上、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、当該買付行為が株主の皆様に十分な情報提供を行わないものであるとき、あるいは十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、また、買付後の経営が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく毀損するものであるときには、当社取締役会はそのような買付行為を防止する方策を取るべきであると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み
前記基本方針のもと、当社グループは、「塗料業界において世界レベルの企業規模を確保し、世界レベルの技術力を保有している企業」となることをめざしております。
自動車塗料事業・汎用塗料事業をコア・ビジネスに位置づけ確固たる地位を築き、環境配慮型技術の開発により優位性のある商品で売上高および収益の拡大をはかるとともに、新たな需要を創出するため、未参入・未塗装分野や非塗料分野の開拓等「新市場の創造」にも取り組んでおります。
また、50年にわたりアジア地域で築いてきた合弁事業では、パートナーとの信頼に基づく友好的かつ強固な関係に基づき、地域に密着した製造・販売活動を通じて汎用塗料市場における当社のブランドがトップブランドとして浸透しています。
自動車塗料事業では日系企業を中心にアジア地域はもとより北米、欧州での展開を行い、顧客のニーズを満たした塗膜や顧客の経済性に貢献できる商品を開発し、顧客から高い信頼を得ています。
当社グループが、企業価値を高めていくには、高品質の商品を安定的に提供することによる顧客との信頼関係および地域社会に貢献する安全や美化等の諸活動を継続的に行うことによる地域との協力関係を重視した経営と事業活動を行わなければなりません。そしてこのような信頼・協力関係は、当社グループにおける継続的な技術革新、たゆみない安全・環境への取組みがあってはじめて確立されるものであると考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み
当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、株主の皆様に十分な情報提供が行われることを確保するとともに、企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止するため、2007年6月28日開催の第182回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為に関する対応方針として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を導入いたしました。また、2010年6月29日開催の第185回定時株主総会および2013年6月27日開催の第188回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。
本対応方針は、大規模買付者が当社取締役会のあらかじめ定める手続に従わない場合、または当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合には、当社取締役会の決議により、当該大規模買付者等は行使することができないという行使条件を付した新株予約権の株主割当を実施し、当該大規模買付行為による損害を防止いたします。なお、かかる判断にあたっては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会の勧告を最大限尊重します。

4. 前記3. の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由
本対応方針は、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇し、あるいは拒絶するものではありません。また、対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合など、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっても、独立委員会の中立公正な判断を重視することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。
したがって、当社取締役会は、前記3. の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないとともに、役員の地位の維持を目的とするものでないと判断いたしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社は公正で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。特に適時開示の面においては、金融商品取引法などの諸法令や証券取引所が定める適時開示規則に従い、投資家に対して企業情報を迅速かつ正確に開示していくことは重要な経営課題であると受け止めており、以下の社内体制で臨んでおります。

2. 決算に関する情報については、経営管理部で決算を確定後、会計監査人の監査を経て取締役会にて承認を受けた日に決算短信として開示します。

また、業績予想の修正に関しては、経営会議は経営管理部より定期的に業績見通しについて報告を受け、経営環境の変化に伴う業績の変動状況の把握やその対策を検討しております。この結果を踏まえて、公表済みの業績予想を修正すべきかどうかを取締役会で決定しております。

3. 決定事実に関する情報については、取締役会で決定後、適時開示規則に従ってすみやかに開示しております。

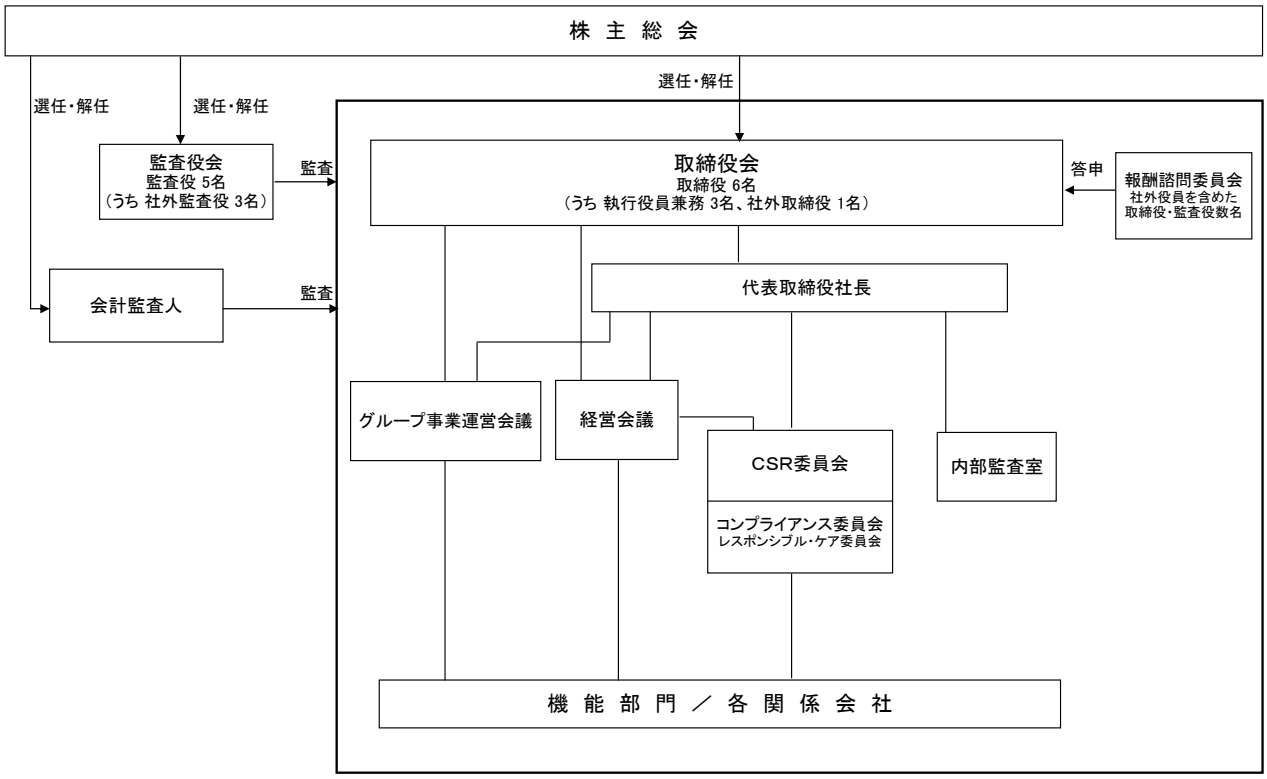
4. 発生事実に関する情報については、本社部門を統括している役員が全ての情報を集約し、適時開示規則に従ってすみやかに開示し、のみならず一定の重要な事項についても任意に開示しております。

5. 子会社に係る情報については、関係会社管理規定において担当役員が当社経営会議に報告すべき事項として明記されており、重要度の高いものは当社の取締役会での承認が必要とされ、審議を通じて適時開示規則に従い開示しております。

6. 情報管理責任者として総務部長が選任されております。インサイダー取引規制の対象になる情報の取扱いについてはインサイダー取引防止規定において定めており、情報管理責任者がその運用について統括しております。

7. TDnetへの登録後、証券取引所から内容確認があった場合は総務部が担当窓口となっており、一般投資家から開示情報に関する問い合わせがあった場合は総務部が対応しております。また、証券取引所への開示後すみやかに当社のホームページに開示内容を掲載するなど、投資家等が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保に努めております。

【模式図】


株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役 5名
（うち 社外監査役 3名）
監査
取締役会
取締役 6名
（うち 執行役員兼務 3名、社外取締役 1名）
答申
報酬諮問委員会
社外役員を含めた
取締役・監査役数名
会計監査人
監査
代表取締役社長
グループ事業運営会議
経営会議
CSR委員会
コンプライアンス委員会
レスポンシブル・ケア委員会
内部監査室
機 能 部 門 ／ 各 関 係 会 社